

津山市行財政改革推進委員会傍聴取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、津山市審議会等の設置及び運営に関する指針(平成 17 年 4 月 1 日施行)に基づき、津山市行財政改革推進委員会(以下「推進委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第 2 条 傍聴者の定員は、5 人とする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第 3 条 審議会を傍聴しようとする者は、会議開催時刻 15 分前までに傍聴者名簿に住所、氏名等を記入し、会長に申出をしなければならない。

- 2 傍聴の申出をした者が前条に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴許可証)

第 4 条 会長は、前条の規定による傍聴者に対し、会議の開会 15 分前に傍聴許可証を交付しなければならない。

- 2 傍聴許可証の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。
- 3 傍聴許可証の交付を受けた者は、会場にあるときは傍聴許可証を常時着用し、傍聴を終えたときは、傍聴許可証を返還しなければならない。

(傍聴をすることができない者)

第 5 条 次の各号に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童は、会場に入ることができない。ただし、会長の許可を得たときはこの限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 6 条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会議場において撮影 , 録音その他これに類する行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか , 会議場の秩序を乱し , 又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第 7 条 傍聴者は , 会議を非公開とする決定があったときは , すみやかに退場しなければならない。

(その他)

第 8 条 会長は , この要領に定めるもののほか , 推進委員会の傍聴に関し臨機の処置をとることができる。

付 則

この要領は , 平成 1 7 年 8 月 1 0 日から施行する。